福井医療大学入学広報会議規程

(目的)

第1条 福井医療大学(以下「本学」という。)の理念、ポリシーに基づき、効果的に入 学広報活動を行うために、恒常的に検討を行い、充実を図ることを目的として、入学試 験会議の基に、入学広報会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 事務責任者
 - (2) リハビリテーション学科 教員 3名
 - (3) 看護学科 教員 1名
 - (4) 入学広報担当職員
 - 2 その他、必要に応じて委員を追加することができる。

(任期)

- 第3条 前条第1号及び第4号の委員の任期は、その職に従事している期間とする。
 - 2 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 議長は事務責任者が担当し、議事を進行する。

(会議)

- 第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。
 - 2 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(協議事項)

- 第5条 会議の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本学が主催する各種へ、
 い実施に関する事項
 - (2) 進路相談会、模擬授業等に関する参加、派遣等に関する事項
 - (3) 本学が製作する広報刊行物に関する事項
 - (4) ホームページの運営、更新等に関する事項
 - (5) その他、学生募集活動に関する事項

(庶務)

第6条 会議の庶務は、入学広報係が担当する。

(報告)

第7条 委員会の活動については、入学試験会議及び運営会議に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附則

附則1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。